

消防にしあらい

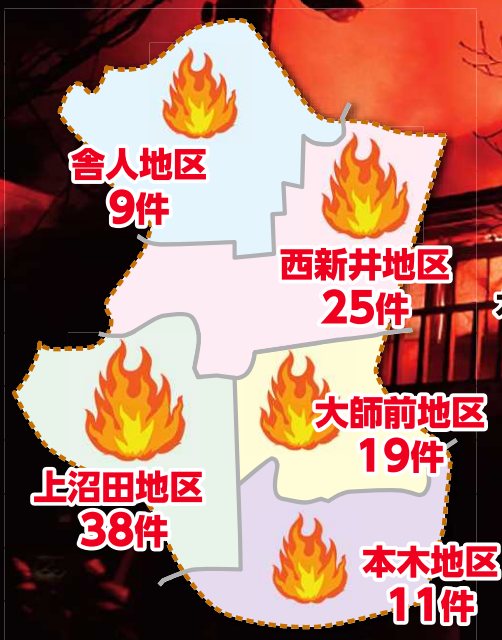
2026:3 第166号

春の火災予防運動 令和8年3月1日(日)~3月7日(土)

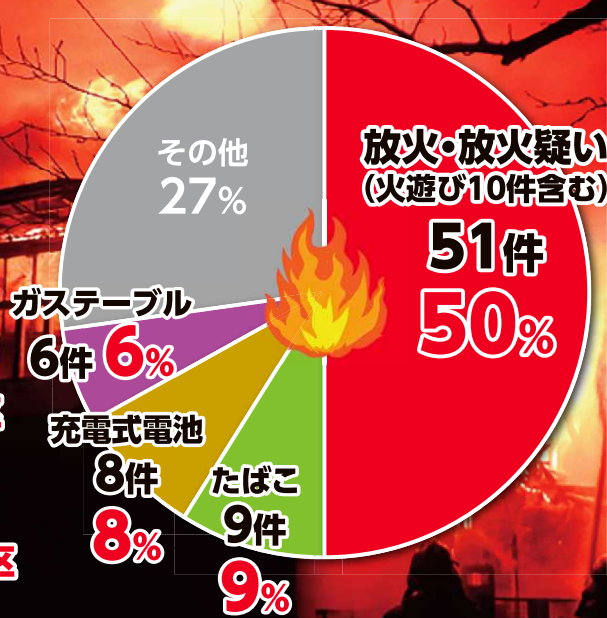
目で確認 声出し確認 火の用心 令和7年度東京消防庁火災予防標語 いわさまくるみ 岩崎公瑠美さん(清瀬市在学)

西新井消防署管内 (昨年比+36件) 令和7年中の火災は102件でした!!

火災発生地域別



主な出火原因



1位 放火・放火疑い (火遊び含む)



2位 たばこ



3位 充電式電池



STOP! 住宅火災 私たちにできること

住宅防火 10の心得

- 調理中は、こんろから離れないようにしましょう。
- 寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ストーブの周りに、物を置かないようにしましょう。
- 家の周りを整理整頓しましょう。
- ライターやマッチを子供の手の届く場所に置かないようにしましょう。
- コンセントの掃除を心掛けましょう。
- 住宅用火災警報器を全ての居室・台所・階段に設置し、定期的な作動確認をしましょう。
- 寝具類やエプロン・カーテンなどは、防災品にしましょう。
- 万が一に備え、消火器を設置し使い方を覚えましょう。
- ご近所同士で声をかけあい火の用心に心掛けましょう。

防火防災訓練

～みんなで守ろう私たちのまち～



日本では、地震・火災・風水害など、様々な災害リスクがあります。自分と家族、そしてまちを守る力を身につけましょう。「知らないより、やってみたほうが安心!」小さな訓練が大きな安心につながります。

あなたに持っておいてほしい

2つの道具をご紹介します

NEXT PAGE

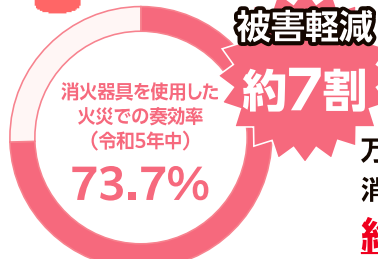
「消防署からののお知らせ」も見てね!

火災からあなたを守る2つの道具

足立区では消火器・住宅用火災警報器の購入補助を実施しています



持っていますか？ マイ消火器



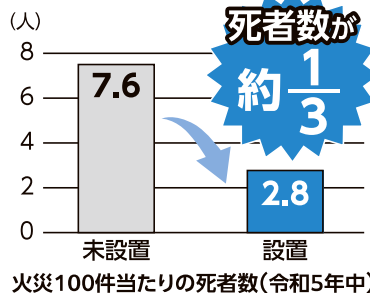
被害軽減
約7割

万が一、火災が発生しても、消火器具を使用した場合は、**約7割が被害軽減**につながっています。

※「令和6年版火災の実態」より引用



10年交換！ 住宅用火災警報器



火災を知らせる警報器が設置されている場合は、**死者数が約3分の1**に抑えられています。

消防署からのお知らせ

救急車の適時・適切な 利用にご協力ください



電話で相談

東京消防庁救急相談センター

#7119

こちらからつながります

23区 03-3212-2323 多摩地区 042-521-2323

24時間受付・年中無休



消防団員募集

特別区消防団入団資格

- 18歳以上の健康な方
- 23区内に居住・勤務・通学している方



消防団員募集



詳しくは
こちら



消防団の活動

救助活動



水防活動



防火防災訓練指導



火災予防の啓発活動



本木出張所が一時的に移転します

老朽化に伴う建て替え工事のため、仮庁舎へ一時的に移転することとなりました。お間違いないようご注意ください。

● 移転期間

令和8年3月10日～令和10年7月(予定)

● 移転先住所

足立区関原一丁目4番29号



西新井消防ふれあいまつりを開催!!

- 日時 3月8日(日) 10:00～13:00
- 場所 西新井消防署(足立区伊興二丁目5番11号)
- 内容 消火器体験、消防署見学ツアーなど、イベント盛りだくさん

入場無料、予約不要です。心よりお待ちしております! /



西新井消防署長
大豆生田 顕

西新井消防署は令和8年3月1日に50周年を迎えます

開署50年にあたり

当署管内は、延焼拡大の危険がある木造密集地域もあり、更には局地的大雨等の水災害の増加や、少子高齢化に伴う救急需要の増大等、災害発生要因及び潜在危険が増大し、各種消防行政需要は益々高くなっています。このような現状を踏まえ、西新井消防署は「住民が安全・安心に暮らせる街」の実現に向け、我々消防職員が一丸となって、消防、救急及び予防業務を強力に推進し、地域の皆様の信頼と期待に応えられるよう全力で取り組んでまいります。引き続き、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

安全安心をみなさまとともに
～西新井消防署50周年～



西新井消防署 TEL.03-3853-0119

西新井消防署

検索

発行：西新井防火管理研究会・西新井災害予防協会・西新井防火防災協会・西新井消防団

西新井消防署
ホームページ

